

○財務省告示第四百四十一号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第四十条第一項第二号の規定に基づき、財務大臣が指定する財務省所属の職員を次のように指定し、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令第三条第一項第二号に規定する大蔵大臣が指定する大蔵省所属の職員を指定する件（昭和六十二年六月大蔵省告示第八十五号）は、廃止する。

平成十七年四月一日

財務大臣 谷垣 禎一

財務省会計センター会計管理部長